

仙台市広瀬川清流保全審議会 第5回専門委員会（環境） 議事概要

- ◆ 日 時：平成28年12月2日(金) 14時00分～15時45分
- ◆ 場 所：市役所本庁舎2階 第三委員会室
- ◆ 出席者：
 - 内田 美穂 東北工業大学工学部准教授
 - 小鳩 秀是 東北緑化環境保全株式会社
 - 西山 浩一 (一社)宮城県建築士会仙台支部
 - 山田 一裕 東北工業大学工学部教授
 - 宮城 豊彦 東北学院大学教養学部教授
 - (○：委員長)
- ◆ 事務局：
 - 岡本 一郎 建設局百年の杜推進部長
 - 岡田 真之 建設局百年の杜推進部公園課長
 - 安田 敏弘 建設局百年の杜推進部河川課長
 - 杉井 智一 建設局百年の杜推進部河川課広瀬川創生室長
 - 中川 徳則 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課緑化推進係長
 - 斎藤 理之 都市整備局計画部景観課景観係長
- ◆ 司会：河川課長

<次第>

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 今後のスケジュールと検討事項について
 - (2) 許可基準に関する検討事項について
 - (3) 専門委員会報告書について

3 閉会

安田課長	1. 開会 ただ今から「仙台市広瀬川清流保全審議会 第5回専門委員会」を開会する。 本日は全委員の出席をいただいているので、会議は成立している。 《配布資料の確認》 これ以後の議事の進行は委員長にお願いする。
	2. 議事 今回の議事では許可基準の改正案となる具体的な姿を検討することとなるが、検討中の案を公開することによって素直な意見の交換が困難になる恐れや市民の間

	に混乱を生じさせる恐れがあることから、非公開としてよろしいか。
委員長	<p>委員了承</p> <p>今回の議事録の署名について決めたい。 アイウエオ順なので、今回は内田委員にお願いしたい。</p>
杉井室長	<p>内田委員 了承</p> <p>議事（1）今後のスケジュールと検討事項について</p> <p>事務局説明 （資料1に基づき河川課より説明）</p>
委員長	<p>今までの委員会での説明だと、今回の議論をもって、原案を作り審議会にかけるという流れだったが、もう少し練る機会を設けたいという事務局からの説明であるが、いかがか。</p>
委員長	<p>委員了承</p> <p>非常に丁寧に進めているので、審議のご協力のほどよろしくお願いする。</p>
杉井室長	<p>議事（2）許可基準に関する検討事項について</p> <p>事務局説明 （資料2に基づき河川課より説明）</p>
委員長	<p>基準の具体的な決め方などがいくつか示されているが、議論が混乱しないようには、まずは許可基準の例として、必要保全面積の算定のあり方と狭隘地の補正係数のあり方について、ご意見を頂戴したい。</p> <p>各区域の必要保全率を、具体的にそれぞれ何パーセントとするべきかという議論ではなく、考え方の方向性について、議論の中で同意が得られればいいと考えている。</p> <p>まず、許可申請の件数については、必要保全率を30%に設定している区域での申請件数の合計が、全体の半分程度を占めている。</p> <p>このモデル例では、これらの区域の必要保全率が現在の許可基準である30%と同値となるように設定し、必要保全率を24%から42%の範囲で割り振っている。</p> <p>これに対して、例えば極端な形として、今まで設定してきた30%を基準にして、さらに厳しく割合を設定するという考え方などもあるとは思うが、この考え方についてご意見はあるか。</p>
西山委員	$c = 0.6$ の場合では、30%という必要保全率の数値は、4段階で設定した数値

	<p>のうち小さい方から2番目となる。</p> <p>これらの区域の許可申請件数は実際に多いのか。環境保全区域の全体的な数値から見ると、30%という数値は相対的に小さいように見られてしまうのではないか。</p>
杉井室長	<p>許可申請については条例建ぺい率が50%の区域と60%の区域では同程度の申請が出ている。</p> <p>もともと、第一種環境保全区域は条例建ぺい率が相対的に厳しめに設定されているため、これらの区域の必要保全率が、現基準と同じ30%となるように設定している。</p> <p>今回の改正では、緑化へ誘導する際の前提として、土地の利用に係わることについては、同じ様に条例で定めている建ぺい率に応じて適正に設定するという考え方を説明したいと考えている。</p> <p>第二種環境保全区域などの、条例建ぺい率が60%の区域の所は、数字だけを見ると必要保全率としては下がっているが、条例建ぺい率を考慮しているということであり、決して単純に緩めているわけではない。</p> <p>第一種環境保全区域などの、条例建ぺい率が50%の区域と同等の義務を背負うように見直すと説明したい。</p>
西山委員	ぜひそのように説明するよう取り組んでほしい。
委員長	<p>基準の改正内容を公開する時は丁寧に説明しなければならないだろう。</p> <p>建ぺい率の差となる10%分だけ、建物以外の土地の量が少なくなるため、その分必要保全面積も緩和しようというものか。</p>
杉井室長	結果的に緩和となるが、適正に見直すというものである。
委員長	敷地面積補正係数についてはいかがだろうか。
杉井室長	<p>狭隘敷地にも対応する必要があるため、これを考慮している。</p> <p>補正後の必要保全率の下限値が現基準の値を引き継ぐように割り振っている。</p>
委員長	現行の狭隘地に対する補正のあり方は、公開されているのか。
杉井室長	<p>実施要領として定めており、基本的に公開の対象にはなっているが、要領まで確認することはなかなか無いため、実際に申請する人でなければ知らなかつたと思う。</p>
委員長	今回の改正では人目に触れるようになるため、どういう条件で設定されているの

	か、目につきやすくなるのは間違いない。
宮城委員	参考資料1に許可申請件数の記載があるが、この中で狭隘敷地とされるものはどれくらいの件数なのか。
杉井室長	狭隘敷地の件数は資料には記載していない。 許可申請を審査している感触としては、狭隘敷地となるのは、旧仙台市域の第一種、第二種環境保全区域の中でも、昔から宅地が整備されているような、片平丁や大手町などの申請が多く感じる。
宮城委員	了解した。
委員長	第二回専門委員会の資料に狭隘敷地の申請状況が出ているが、15%程度の様である。
委員長	必要保全率についてはこのような考え方で進めるとともに、引き続きもう一つの事項について検討を進めたい。
杉井室長	事務局説明 (資料2に基づき河川課より説明)
宮城委員	補正係数の下限値はこれまでの許可基準の適切性を前提に考えると、1.0からとするのが適當だと思う。
委員長	例えば、薦などは地被類になるのか。
杉井室長	薦については次に詳しく説明するが、地被類と同等のものとして扱うように考えている。
宮城委員	補正係数の最大値を3.0に設定するという事に対しては、今の基準より1大きくするという説明であったが、その根拠についてはどう説明できるだろうか。 最小値を1.0とする事は現在の許可基準から来ているが、3.0については何か根拠となる適切な事項はないだろうか。 例えば、説明の中では、係数を大きくすると木を1本植えるだけで許可基準を満たすようになり不適當だという事だったが、不適當と判断する根拠はどこにあるのだろうか。景観上の問題か。 この基準をつくる根幹にもかかわる事であり、どうなのか議論した方がいいのではないか。
小鳩委員	現行基準の中で、植栽立地面積の計上という制度があるが、それを今回なくするの

	であれば関連性を考慮してはどうか。
杉井室長	今回の改正では立面積ではなく樹冠部の投影面積に対して補正をすることとなる。
小鳩委員	単純に幅1mに対して樹高が3mであれば3m ² 分の計上という事になる訳ではないのか。
杉井室長	立面積では樹冠部の高さとその枝ぶり、葉っぱの部分を計上している。 現実的には樹冠部は円や三角形であるが、これを四角形に単純化している。
小鳩委員	今までの立面積に代わる取り組みが必要になるため、立面積で計上していた分を係数に読み替えて設定するなどして、3.0の妥当性を検討できないか。
宮城委員	立面積については緑による遮蔽効果を重視する考えであろう。 立派な木には遮蔽効果があるので、そっちの方がいいのではないかと言われる可能性がある。 改正の方向性として緑を増やす方向へ誘導するのであれば、大きい木を植えることに対する許可基準上の利点がこれだけかと捉えられると困る。
杉井室長	補足すると、資料の例示は新規に植える樹木に対してみなし規定を適用した形で面積を計上している。 既存樹木に対しては実際の樹冠投影面積でみられるようにすることを考えている。
委員長	宮城委員は3.0よりもう少し大きい値が適切ではないかというご意見か。
宮城委員	自分の家で大きい木を植えていることもあり、そのインパクトの大きさを感じるが、それだけがいいとも思っていない。 数値的には3.0が落としどころだとは思うが、落としどころという言葉は使いたくはない。 今の話では、最初に植える時の基準としてこういうルールに従ってもらうが、その後の成長はまた別に考慮するという事で、理解できるとも思う。 現在の植栽立面積の計上と考え方が違うものではあるが、これを下回る様な基準としないようにすることを考えると、3.0がいいとは思う。
委員長	現状の植栽立面積の基準を新しい基準に落とし込んだ場合、係数としてどの程度見込まれることとなるのか、事務局でそのようなケースを比較出来るのであれば示してほしい。

杉井室長	次回に向けて準備したい。
委員長	係数をどこまで上下させるかという事の他に論点はあるか。
小鳩委員	緑化計画と広瀬川条例の許可基準はどちらかが優先されるという事はあるのか。
杉井室長	それぞれの基準を満たす必要がある。 広瀬川条例で「保全率」という言葉を使おうとしているのは、「緑化率」との違いを申請者に意識してもらうという意味合いもある。
小鳩委員	許可申請の手続は、土地の持ち主ではなく業者が行うケースが基本となるだろうが、広瀬川条例の基準を知らずに緑化計画のみ考慮して計画されると、広瀬川条例の基準と照らし合わせた際に振り出しに戻ってしまう恐れがある。 このようなことは避けたい。
杉井室長	市民へ許可基準を十分に周知するべきというご意見は、報告書の付帯意見として盛り込むつもりである。 周知方法については、今は条例の概要を示すパンフレットしかないが、改正内容が決まった後の作業として、申請に係る詳細な手引きなどを新たに作り、それを建築関係の設計事務所などにパンフレットとともに送って周知したいと考えている。
委員長	次回までの宿題として検討して欲しい。
杉井室長	事務局説明（資料2に基づき河川課より説明）
委員長	樹種の問題と土地の配置の問題の二点が主な検討事項となる。
宮城委員	樹種による制限を設けずに、リストなどで自生種を推奨するという事だが、最近、東京などでは、カブトムシが巣を作りやすい木が流行するなどしている。 この辺りでもレッドロビンなどがこれから展開されてしまう可能性はないだろうか。 今のところは目立たないが、樹種の制限を設けないと、供給の関係などによって、便利な樹木など特定の樹種が広がっていく恐れがあることが気になる。
小鳩委員	みんながハナミズキやレッドロビンを選んだ場合、その結果、橋から見た景観が真っ赤になってしまうような事態には違和感がある。
西山委員	河岸線沿いではない中の方であれば、ある程度植栽をしていただければ連続性は

	<p>確保できるが、河岸線沿いには何か対応を考えてはどうかと個人的には思う。</p> <p>以前に自生種や郷土種はなかなか流通が難しいという話をしたが、広瀬川の景観を考えた時には、手前の所だけかもしれないが、河川から見える部分については何か対応したいと考える。</p>
委員長	<p>制限という言葉では強いかもしれないが、強く推奨するような表現が無いと、植栽をしやすいものに偏りがちになるかもしれない。</p>
宮城委員	<p>「樹種による制限を設けない」という表現は強い表現となってしまう。</p>
安田課長	<p>許可基準として「樹種による制限を設けない」と書くわけではない。</p> <p>今回は議論のためにあえて書いたが、基準としては樹種については触れないことを考えている。</p>
委員長	<p>自生種を推奨するということも記載しないのか。</p>
安田課長	<p>自生種の推奨については触れるが、「制限を設けない」旨の記載はしないことを考えている。</p>
宮城委員	<p>それが妥当な所ではないだろうか。</p> <p>理想的な広瀬川の景観を色々な形で市民に見せていくという事があってこそその推奨だが、誘導という概念の下で進めるのであれば強制力を持たせるのはなじまないのではないか。</p>
小鳩委員	<p>以前、緑化がうまく進んでいない例として、軒下の状況の写真を示されたが、今後、軒下も保全用地として見ていくとなると、雨が当たらない範囲は緑化には適さないようにも思う。</p>
委員長	<p>屋根の下の部分は建築面積に入るのか。</p>
杉井室長	<p>張り出し部の長さが1mを超える場合は、超える分が建築面積に入る形になる。</p>
小鳩委員	<p>計画上緑化しようとしても、雨に当たらないと1年たった後には枯れてしまうようなことも考えられる。</p> <p>植栽で許可申請されても実態では枯れてしまうということは好ましくない。</p>
委員長	<p>今回の資料をまとめる際に何か考えたことはあるか。</p>
杉井室長	<p>特に意識をしていなかったが、張り出し部の下でも、土の状態であれば保全用地</p>

	<p>として算定できるように考えていた。</p> <p>ただ、一階の張り出し部など、高さが低いものであれば認めず、二階の張り出しなどでスペースがあれば認めるものと考えていた。</p>
委員長	<p>モデル住宅などで「庇のある家」という売り込みで、影になる部分を作りながら解放感を持たせた設計などもある。</p> <p>そういう場合は緑化されないこととなるのではないか。</p>
杉井室長	<p>庇でも張り出しが1mを超えると建築面積に含まれるので、その場合は保全用地には含まれなくなる。</p>
委員長	<p>そのようになるのであれば大丈夫であろう。</p> <p>土地の配置について、河川沿いの土地の奥行き方向へのとり方は良いか。</p>
杉井室長	<p>補足すると、河川に接する土地では、河川沿いの保全用地とひと続きとなっていない場所については保全用地として取り扱わないと考えている。</p> <p>これは、マンションなどで、最低限の幅2m分だけを河川側に確保して、あとは河川と逆側にのみ配置されてしまうという事態を防ぎたいと考えて設定している。</p>
委員長	<p>こういう絵を見せる際には、極端な例を見せるのも分かりやすくていいと思う。</p> <p>現行では河川沿い以外への配置を認めていないことであれば、それを維持していくのが望ましいと思う。</p> <p>保全用地を一体のものとして確保してもらうために、奥行き方向への配置に対する提案もしております、行為者にとっても配置しやすい方法を選べるので、いいのではないだろうか。</p>
安田課長	<p>緑化された駐車場や砂利を敷いた土地については、今は認めないものとしているが、いかがだろうか。</p> <p>土の状態でなければ認めず、砂利を敷いてしまうとたたきと同じような扱いとなる。改正案でも同様に、補正割増の対象としないだけではなく、そもそも保全用地として認めないものとしているが、厳しいのではないかという意見もあると思う。</p>
委員長	現基準でそのように取り扱っているのか
安田課長	そのとおりである
委員長	申請段階では土の状態でも、一年、二年後に、砂利敷きに変化するという事は無いのか。

安田課長	状況の変化はありうる。
委員長	工務店からそういうふうにアドバイスを受けるパターンも想定されるだろう。 形骸化しやすい取り扱いだと思う。
安田課長	形骸化しやすいため、最初から砂利敷きの土地も認めるという考え方もあるう。
委員長	考え方としては、砂利敷きは裸地に含まれるのではないかと思う。
杉井室長	現地確認すると、表面だけに砂利が敷かれていることもあるし、舗装を前提に締固められているような事例もある。
委員長	舗装されるような事例は明確に違うと思うが、砂利を表面的に敷く程度であれば裸地と同様に扱ってはどうか。
杉井室長	現地状況などから碎石厚さを把握することは難しい。
小鳩委員	最近は防犯砂利という製品もある。そういう安全を求める意識を否定するのはどうだろう
宮城委員	緑化した駐車場は保全用地に含まれないようだが、緑化した地面にたまたま車が駐車している場合はどうなのか。
西山委員	駐車場では駐車マスを緑化ブロックで緑化しても、普段車を出さない場合などは、緑はなかなか育たない。
杉井室長	申請地の事例ではないが、プラスチックの枠だけが残って緑化されていない事例などを見かけたことがある。
宮城委員	自分はタマリュウで車の脇を緑化している。
杉井室長	駐車スペースの脇など、車の軌跡から外れる範囲は保全用地として認めている。
宮城委員	そうであれば、結局砂利敷きをどうするかということになる。
委員長	対象外とすることを基本としつつ、防犯砂利や化粧砂利程度のものは認めてはどうか。
宮城委員	自然的環境の保全に寄与しない状態の土地ということを前提として、例示をして

	はどうか。
委員長	<p>文言として、「広瀬川の良好な自然的環境の保全に寄与しない状態の土地は対象外」ということを明記して、その例示として砂利敷きなどを提示するのがいいのではないか。</p> <p>基本的には従来のとおり認めないが、生活環境のためなどの理由も大事なものであるから、防犯砂利のようなものは例外の措置として扱うなど、文言や表現に工夫をしてほしい。</p> <p>他に案としてなにかあればいただきたいが、事務局の案を認めるという事でよろしいだろうか</p>
	委員了承
杉井室長	<p>議事（3）専門委員会報告書について</p> <p>事務局説明（資料3に基づき河川課より説明）</p>
杉井室長	<p>報告書骨子のとおり、審議会などで報告する場合を想定して、今までの議論が見えるように説明を簡略化して報告書の流れを示しているので、抜けが無いかどうかなどご意見いただきたい。</p> <p>細かい表現などについては委員会後の意見照会などでもまたご意見いただきたい。</p>
委員長	<p>読んでいて一点気付いた点がある。</p> <p>資料3の右下の部分の「建築行為等を行う土地の区域特性の違いを考慮する」について。専門委員会の第一回目、第二回目で、狭隘地の問題など、いわゆる緩和措置の取り組みについて確認してきている。そのような検討の経緯についても簡単に示しておく必要が無いだろうか。</p> <p>参考資料3の7ページに若干そのことについて触れているが、今回、我々が緩和措置の実態について整理して議論してきたという経緯を載せておいた方がいいと思う。</p> <p>区域特性に応じて基準を定める手順としてはこのとおりだが、なぜそれをしなければいけないかという説明を簡単にしておけばいいと思う。</p> <p>今回きれいな俯瞰図を用意していただいたが、審議会の場で報告書の本文を読むことは難しいので、説明の時は資料3のような概略版を使用するのか。</p>
杉井室長	資料3と必要に応じて参考資料2を用いる。
委員長	先ほども議論した、保全面積の求め方に関する算定式などを報告書の中で載せておく必要はないだろうか。

	詳細な説明を載せるとかなり込み入って面倒な説明になってしまうため、細かい算定式を載せる訳ではなく、算出に至る条件や想定した事例、導いた根拠などの考え方を示しておいてもいいと思ったのだが。
杉井室長	最初に議事1の資料1で検討した件もあるが、この報告書本文の素案に追加して議事2で検討いただいた推奨の具体的な案を参考資料として載せる形で考えていた。
委員長	説明の際は隨時それを見ていただくような形で進めるという事か。了解した。
小島委員	付帯意見についてだが、「検討すること」という文言は表現として強く感じるが、問題ないのか
杉井室長	文言などは見直していきたい。
委員長	2番（植栽保全の支援）と3番（植栽後の対応）は関連するものであろう。要するに植栽を植えた後にそれをどう維持するのかというところでは一体のものである。
安田課長	3番（植栽後の対応）を2番（植栽保全の支援）に含めるという事でよろしいか。
委員長	「植栽後の維持管理に関する情報を提供する」ということに追加する形で、「適切な支援を検討する」というような記載が適当であろう。
委員長	次回は、今回ご議論いただいた内容を踏まえた形で案を提示いただき、内容に特に支障が無ければ審議会に諮ることとなる。
杉井室長	今回の資料については、具体的な表現などにご意見があるかと思うので、それについては期間を設定して照会させていただきたい。
委員長	照会の期間については、いつまでという考えはあるか。
杉井室長	時期的にお忙しいという事情もあると思うので、年内を目指して照会をかけたいと思う。
委員長	お正月前にまとめるのが適当ではないか。
杉井室長	それでは年内に締め切りを設けさせていただく。

委員長	26, 27日くらいまでという事で、ご協力をお願いする。
杉井室長	<p>参考資料3については、現地状況の調査を行ったもののうち、ポスティングが可能なものについて、意識調査票を配布し、返ってきた結果をとりまとめたものである。</p> <p>母数が少ないので、この意見をそのまま基準に反映するわけではないが、生の声を知りたいという話が前年度にあったので、参考資料として提示する。</p>
委員長	<p>この意識調査結果も審議会の資料として出すのか。</p> <p>それともこれを要約した形で抽出したものを報告書に載せるのか。</p> <p>せっかく集めた情報なので、厳しい意見もあるが、自分の事としてご回答いただいたような、参考になる意見もあるように見受けられる。</p>
杉井室長	基本的には出しても構わないと思うが、まだ中身を精査していないので、確認したうえで審議会の参考資料として整理したい。
委員長	自由意見については、カテゴライズして、意見の特徴について簡単にまとめれば読みやすいものとなる。
杉井室長	いただいた意見を参考にとりまとめていきたい。
宮城委員	審議会の委員がこういう意識調査結果に触れる機会はほとんどないため、とても意義のあることだ。
安田課長	お見せできるような形に整理し、まとめてみたいと思う。
委員長	具体的で厳しい意見もあるが、受け止めなければいけない内容である。ぜひまとめてほしい。
4.閉会	
安田課長	<p>本日予定している議事はこれで終了となる。</p> <p>委員長からお話をあった通り、大変お手数をおかけするが、改めてご意見を頂き、そのうえで、次回までに頂いた意見を反映させていきたい。</p> <p>それでは、本日の会議はこれで終了させていただく。</p>

以上

この議事録について、会議の内容に相違ないことを認めます。

平成 28 年 12 月 26 日

仙台市広瀬川清流保全審議会 専門委員会 署名委員

委員長 山田 一祐 

委 員 内田 美穂 

